平成２６年（フ）第９８４１号
東京都中野区南台４丁目51―13
破産者　和田　豊次
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８５７号
東京都品川区西五反田２丁目18番３―406号
破産者　株式会社エムケイティ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００２０号
東京都中野区松が丘２丁目15番５号
破産者　有限会社エムエイチ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００３３号
東京都世田谷区等々力５丁目28番３号
破産者　有限会社Ｌｕｘｅ―ｒｅｌａｔｉｏｎｓ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００３４号
東京都世田谷区等々力５丁目28―３
破産者　春口　弥生
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００８２号
東京都江戸川区中央３丁目９番７号
破産者　有限会社角三自動車
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００９１号
東京都品川区西大井１丁目１番２号　Ｊタワー西大井2210号
破産者　有限会社アジアンクロッシング
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００９２号
東京都世田谷区南烏山２丁目37―７―302
破産者　松川哲珍こと　金　　哲珍
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１０４号
東京都台東区浅草４丁目26番５号
破産者　有限会社ジョイハーティー
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１０５号
東京都杉並区高円寺南４丁目12―18―303
岩崎方、住民票上の住所東京都杉並区高円寺北２丁目11―２―201
破産者　渡部　金五
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１０９号
東京都墨田区向島３丁目45番15―305号
破産者　有限会社山新
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１１０号
東京都墨田区向島１丁目６―３―101
破産者　山本　新七
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１４５号
東京都世田谷区世田谷１丁目18番３号
破産者　有限会社心日本料理垣内
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１５０号
東京都中野区鷺宮３丁目14―６―102、開始決定時の住所東京都江東区大島３丁目32―９―302
破産者　安　　宏和
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１６０号
東京都港区赤坂９丁目１番７号
破産者　有限会社オフィスキクチ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１６１号
東京都多摩市落合３丁目２―６―102
破産者　真島　敏一
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１６６号
東京都練馬区南大泉１丁目14番13号　グリーンヒルズ南大泉Ａ201、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区関町北４丁目11番15―201号
破産者　有限会社共立徽章
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７３号
神奈川県横浜市中区新山下２丁目11番17―110
破産者　有限会社トップブレイズ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７４号
埼玉県越谷市大字西方2972―１―311、開始決定時の住所神奈川県横浜市中区新山下２丁目11―17―110
破産者　上村　京司
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３６１号
埼玉県草加市金明町347―５―306
破産者　増子　　充
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４２９号
山形県山形市六日町８―23
破産者　斯波　重幸
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部